

料金表

都市ガスハッピープラン (東彩ガス地区)

令和元年 10 月 1 日実施

株式会社サイサン

1. 対象となるお客さま
この料金表は、別表第 5 の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。
2. 用語の定義
この料金表において使用する「単位料金」とは、5 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
3. 適用条件
この料金表は、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。
4. 料金
 - (1) 当社は別表第 2 の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
 - (2) ガス小売供給約款 18(日割計算)(1)による日割計算が生じた場合は、別表第 3 を適用いたします。
5. 単位料金の調整
 - (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第 2 の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1(4)のとおりといたします。
 - ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1 立方メートルあたり)
=基準単位料金+0.082 円×原料価格変動額/100 円×(1+消費税率)
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1 立方メートルあたり)
=基準単位料金-0.082 円×原料価格変動額/100 円×(1+消費税率)

(備考)
上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。
 - (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トンあたり)
71,510 円
 - ② 平均原料価格(トンあたり)
別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトンあたり LPG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。
ただし、その金額が 114,420 円以上となった場合は、114,420 円といたします。
(算式)
平均原料価格=トンあたり LNG 平均価格×0.9658+トンあたり LPG 平均価格×0.0336
 - ③ 原料価格変動額
次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

- イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

- 6. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性
別表第4に準じるものといたします。
- 7. その他
その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この料金表は令和元年 10 月 1 日から実施いたします。

2. この料金表の実施に伴う切り替え措置

この料金表の前日に現に料金表の都市ガスハッピープラン（東彩ガス地区）－（平成 29 年 7 月 1 日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り扱います。

- (1) 令和元年 10 月 1 日以降、ガス小売供給約款およびこの料金表をあわせて適用します。
- (2) 当社は、令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに検針等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本料金表の変更前の都市ガスハッピープラン（東彩ガス地区）－（平成 29 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

(別表第 1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数の金額を切り捨てたものいたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または 5 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
料金に含まれる消費税等相当額
＝料金×消費税率÷(1+消費税率)(1 円未満の端数切り捨て)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりいたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 15 立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表 B 使用量が 15 立方メートルをこえ、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 80 立方メートルをこえ、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 200 立方メートルをこえ、400 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が 400 立方メートルをこえ、700 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F 使用量が 700 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表 A

a. 基本料金

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 794.20 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|----------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 183.61 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

a. 基本料金

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 1,339.15 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|------------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 149.08 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

a. 基本料金

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 1,823.15 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|------------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 143.34 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

a. 基本料金

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 2,985.20 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|------------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 137.33 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表 E

a. 基本料金

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 6,090.74 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|------------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 129.23 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表 F

a. 基本料金

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 9,594.45 円 (消費税等相当額を含みます) |
|---------------------|------------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 124.26 円 (消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第3)

料金の日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、この料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

この料金表における基準単位料金の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、この料金表における適用基準と同様といたします。

(別表第 4)

供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は 13A であるため、13A のガス器具が適合いたします。

熱量 標準熱量…45 メガジュール

最低熱量…44 メガジュール

圧力 最高圧力…2.5 キロパスカル

最低圧力…1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度…47

最低燃焼速度…35

最高ウォッベ指数…57.8

最低ウォッベ指数…52.7

ガスグループ 13A

燃焼性の類別(旧呼称)13A

(別表第 5)

都市ガスハッピープラン供給地域(平成 29 年 7 月 1 日現在)

| | |
|------|-------------|
| 東彩ガス | 本社エリア、蓮田エリア |
|------|-------------|

都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)お申込みのお客さまへ

ダブルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明

1. 割引プランの説明

「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」と株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン(宅配水)」をご家庭でご利用の個人のお客さままで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 220 円(税込)を割引いたします。

2. 適用条件

本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。

- イ. 当社が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を新規でお申し込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。
- ロ. 当社が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を既にご使用いただいております、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

3. 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として 220 円(税込)を割引いたします。

4. 適用とならない場合

本割引プランは、次の場合適用外となります。

- イ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」を解約したとき。
- ロ. 「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を解約したとき。
- ハ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」および「エネワンでんき」または「ウォーターワン」の請求がまとめ請求でなくなったとき。
- ニ. 申し込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不適当と認めたとき。
- ホ. ガス料金の支払いに遅延等がある場合は、適用外とすることがあります。

5. その他

- イ. 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ません。
- ロ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」を解約した場合でも、「エネワンでんき」、「ウォーターワン」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。
- ハ. 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン(登録番号：A0023)

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24 時間 365 日

都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)お申込みのお客さまへ

トリプルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明

1. 割引プランの説明

「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」と株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン(宅配水)」をご家庭でご利用の個人のお客さままで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円(税込)を割引いたします。

2. 適用条件

本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象となります。

- イ. 当社が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン」を新規でお申し込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。
- ロ. 当社が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン」を既にご使用いただいております、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

3. 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として 275 円(税込)を割引いたします。

4. 適用とならない場合

本割引プランは、次の場合適用外となります。

- イ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」を解約したとき。
- ロ. 「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を解約したとき。ただし、どちらか一方を継続してご使用いただく場合は、ダブルハッピー割引が適用されます。
- ハ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」および「エネワンでんき」および「ウォーターワン」の請求がまとめ請求でなくなった場合。いずれか 2 つの商品の請求がまとめ請求の場合は対応するセット割引が適用されます。
- ニ. 申し込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不相当と認めたとき。
- ホ. ガス料金の支払いに遅延等がある場合は、適用外とすることがあります。

5. その他

- イ. 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ません。
- ロ. 「都市ガスハッピープラン(東彩ガス地区)」を解約した場合でも、「エネワンでんき」および「ウォーターワン」は継続してご利用いただけます。継続してまとめ請求の場合はサイサンの「エネワンでんき」と「ウォーターワン」のセット割引 165 円(税込)/月が適用されます。
- ハ. 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン(登録番号:A0023)

住所:〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24 時間 365 日